

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 健康福祉部 長寿介護課
- 2 監査実施日 令和5年10月27日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和4年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 西村 一伸
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、健康福祉部長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する改善要望以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

<改善要望>

契約・補助金交付の事務手続き、契約等の履行確認並びに財産管理において、決裁文書等における説明が不十分なもの、実績確認が不足しているもの、財務伝票の作成が遅れているものなど、不備な点が複数見受けられた。

法令遵守のほか事務手続き、履行確認を適正に行うことは、公正性、公平性、透明性の確保並びにトラブルの未然防止、責任の明確化に繋がるための重要な意義を持つ。市民の信頼を維持し、公共サービスの質を向上させるため、事務手続き等の適正化に注力し改善されたい。

9 監査の結果に添える意見

「いきいきシニアこまつ推進プラン令和4年度報告書」において、令和4年度いきいきシニア率は71.5%、かがやきシニア率は85.5%と高い水準を示している。特にかがやきシニア率においては、対象者が団塊の世代に差し掛かり、全体の人数が増加していることから、令和22年度の目標値を上回るという良い結果であった。この傾向は、団塊世代が85歳になり、かがやきシニア率の対象外となるまで数年間は続くことが予想される。また、82歳以後から要支援等の数が増え、85歳以上になると介護認定率が高まるという傾向も伺えることから、より具体的で効果的な介護予防策を立案するには、今後は初回の介護認定の平均年齢や65歳、70歳、80歳、85歳といった各時点での認定率など定点観測の視点を加えるとともに、その年々の特殊要因を除くなど、基準を一定にすることが重要である。

いきいきシニア率：75歳以上で介護認定を受けていない人の割合

かがやきシニア率：75歳以上 85歳未満で介護認定を受けていない人の割合